

## 阿蘇市教委告示第2号

阿蘇市横断幕の掲示に関する要綱の制定について  
阿蘇市横断幕の掲示に関する要綱を次のとおり制定する。

平成28年1月18日

阿蘇市教育委員会

### 阿蘇市横断幕の掲示に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民等がスポーツ又は文化活動の全国大会又は国際大会に出場するにあたり、その功績を称え、激励するための横断幕の掲示について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 阿蘇市に住民登録がある者又はあった者及び阿蘇市内の小中学校に在学する者又は卒業した者
- (2) 全国大会 全国規模相当のスポーツ又は文化活動の大会
- (3) 国際大会 国際規模相当のスポーツ又は文化活動の大会

(掲示対象)

第3条 教育委員会は、市民等が予選会又は選考会を経て、全国大会又は国際大会（以下「大会」という。）に個人又は団体選手として出場する場合に、申請により、横断幕を予算の範囲内で製作し、掲示することができる。

2 前項に定めるもののほか、教育長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(申請)

第4条 市民等又はその関係者は、横断幕掲示申請書(別記様式)に出場する大会の大会要項又はこれに準ずるもの及び予選会又は選考会の結果並びにその他教育長が必要と認める書類を添えて、当該大会が開催される日の2週間前（以下「期限」という。）までに教育長に申請しなければならない。

2 申請を承諾したもののうち、同意が得られたものについては、「広報あそ」において当該大会の内容及び結果について掲載するものとする。なお、申請期限を経過したものについては「広報あそ」掲載のみとする。

(横断幕の製作・掲示)

第5条 横断幕の寸法及び書式は、教育委員会が決める。

- 2 横断幕の掲示場所は、教育委員会が指定した場所のうちから、市民等又はその関係者が1ヶ所を指定し掲示するものとする。
- 3 横断幕の掲示期間は、掲示した日から当該大会の終了する日までとする。なお、掲示期間中の管理は教育委員会が行う。
- 4 掲示期間を満了した横断幕は、市民等又はその関係者に無償で譲渡することができる。  
(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。